

○費用の使途についての詳細

1. 司法試験の受験料等について

- ・司法試験の受験に係る費用については、以下を給付の対象とします（括弧内は提出する領収書等）。
 - * 司法試験受験料（収入印紙の購入レシート原本又は司法試験の受験票の写し）
 - * 願書の書留郵送料（レシート原本）
 - * 願書に添付する戸籍抄本の発行手数料（レシート原本）

2. 司法試験受験の際の交通費について

- ・交通費は、出発地から試験地までの往復の交通費を給付の対象とします。試験地から宿泊地までの交通費や、宿泊地から試験会場までの交通費は給付の対象外とします。
- ・交通費を使途として報告する場合は、申請書の「使途」の欄に、下記の例のように日付、区間、交通手段を記入してください。

(例)
(往路) 5月11日 新潟→東京 新幹線
(復路) 5月16日 東京→新潟 新幹線

- ・給付対象となる交通手段は、バス、鉄道、飛行機、船といった公共交通機関に限るものとし、自家用車による移動で発生した費用や、タクシー代は給付の対象外とします。
- ・鉄道を使用した場合、原則として切符の原本を提出してください。切符を購入した際に別途領収書等が発行された場合は、そちらも併せて提出してください。切符は、出場時に改札窓口で無効印を押印してもらってください。
- ・新幹線を使用した場合で、グリーン車に乗車した場合のグリーン料金は給付の対象外とします。
- ・飛行機を使用した場合は、原則として搭乗券の原本及び航空券を購入した際の領収書等を提出してください。なお、航空賃及び宿泊代等がセットになった旅行商品（以下「パック旅行」という。）を利用した場合は、搭乗券の原本及びパック旅行の領収書等を提出してください。
- ・通常の経路から外れたもの（寄り道をした場合等）については、給付の対象外とします。
- ・上記に掲げるもののほか、交通費については、原則として新潟大学旅費規程を準用します。

3. 司法試験の宿泊費について

- ・領収書等に記載されている素泊まりの実費額を給付の対象とします。
- ・宿泊費を使途として報告する場合は、申請書の「使途」の欄に、下記の例のように期間及び宿泊地を記入してください。

(例)

5月11日～5月16日 仙台市内ホテル

- ・宿泊日数については、例えば仙台又は東京で受験した場合、司法試験前夜から試験最終日の朝までの5泊分について、給付の対象とします。
- ・上記以外の地域に宿泊した場合の宿泊日数については、学務係へ問い合わせてください。
- ・給付額については、宿泊地により下表のとおり上限を設定します。実費額が上限を超える場合は、実費額ではなく上限額を申請書に記載してください。

宿泊地		東京 23 区, 名古屋, 大阪, 広島, 福岡等	その他の地域 (例: 札幌, 仙台)
給付上限額	1 泊につき	6,150 円	5,250 円

- ・宿泊費を証明する書類として、原則として領収書の原本を提出してください。ただし、領収書に宿泊施設名、宿泊日及び宿泊日数が記載されていない場合は、予約確認メール等を併せて提出してください。
- ・上記に掲げるもののほか、宿泊費については、原則として新潟大学旅費規程を準用します。

4. 司法試験受験のための勉強に要する費用について

《給付の対象とするもの》

- ・図書費、模試受験料、模試受験に係る交通費・宿泊費、TKC利用料、通信講座受講料（模試受験に係る受験料、交通費及び宿泊費については、上記1.～3.を準用します。）
- ・図書費については、購入した図書のタイトル、出版社、価格等を明記した書類を併せて提出してください。
- ・上記の費用は、令和元年6月から令和2年司法試験末日までの間に支出したものに限りします。

《給付の対象外とするもの》

- ・文房具類、PC及び周辺機器、電子辞書、暖房器具、本棚、就職活動費用、本申請のための所得証明書発行手数料

○領収書として提出する書類について

「領収書」と記載のある書類については、原本を提出することを原則としますが、以下の書類については領収書に相当する書類として扱います。なお、予約確認メールや請求書などは、領収書としては認められませんのであらかじめご承知おきください。

領収書に相当する書類	備考
レシート（原本）	支払手段が確認できるものに限ります。 ※例えば、お預り〇円、お釣り〇円と記載されていれば、現金で支払ったことがわかります。
切符（原本）	券面に金額が記載されているものに限ります。 出場時に改札窓口にて無効印を押印してもらってください。
クレジットカード 請求明細書の写	Web 明細の場合は、画面を印刷したもので結構です。
電子マネー利用明細書 の写	Web 明細の場合は、画面を印刷したもので結構です。
振込明細票（原本）	ATM から振込で支払ったもの。
預金通帳の写	口座引落で支払ったものや、口座振込で支払ったが 振込明細書がないもの等。 請求内容が確認できる書類を併せて提出してください。